

湖西市『ずっと住もっか「こさい」ペアチケット』登録事業者募集要項

1 趣旨

湖西市では、定住促進事業の一環として、新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金を利用し、一定の要件を満たす夫婦に対し、記念ペアチケットを配付します。本事業の趣旨に賛同し、協力をいただける登録事業者を募集します。

2 登録事業者の要件

本事業に登録することができる事業者は、次の要件の全てに該当しているものとします。

- (1) 市内に店舗を有する法人や個人であること
- (2) 申込時に市税の滞納がないこと
- (3) 当事業の趣旨に賛同すること
- (4) 1人当たり5,000円分(税込)のアニバーサリーメニューが用意でき、市内店舗又はテイクアウトにて提供が可能であること
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事由の規定に該当しないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てをしている者でないこと
- (8) 料金は請求書による後払いとし、市の指定する請求方法に従うこと

3 申込方法

登録申込書(様式)を湖西市企画政策課へ郵送又は持参にて提出してください。また、アニバーサリーメニューとして提供する料理の写真等をメールにて提出してください。

4 選考

要件に照らし合わせた上で、当事業登録事業者として適当と認められるかを総合的に判断し、選考します。

5 登録事業者のメリット

登録事業者として市ウェブサイト等に事業者名、連絡先、アニバーサリーメニュー写真等を掲載し、PRを図ります。

6 その他

- (1) 登録事業者は、アニバーサリーメニューについて変更（軽微な変更を除く）をする場合、又は何らかの問題が発生した場合には、速やかに市へ報告してください。
- (2) 登録事業者は、当事業を遂行中に利用者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努め、その内容について市へ報告してください。また、品質等による保障やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 登録事業者が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、登録を取り消します。
- (4) 当該申込内容に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消します。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、湖西市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

様式

湖西市ずっと住もっか「こさい」ペアチケット登録事業者申込書

年 月 日

湖西市長

申込者 住所又は所在地
氏名又は名称
法人の場合代表者 印
電話番号

登録事業者の要件を満たすため、次のとおり登録事業者に申し込みます。
また、市が申込要件の確認のために、市税の納付状況調査を行うことに同意
します。

メニュー名	
.店舗やアニバーサリーメニューのアピールポイント	
市内店舗住所	湖西市
市内店舗名	
担当者名	
ウェブサイトURL	
備考	

※市内店舗とアニバーサリーメニューの写真を添付してください。